

群馬県登録販売者の資質の向上のための外部研修届出取扱要領

(目的)

第1 本要領は、厚生労働省医薬食品局総務課長通知「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号）に基づき群馬県内の登録販売者が受講する外部研修（以下、「外部研修」という。）に関して、研修実施機関が行う届出及び当該研修の専門性、客観性、公平性等を確保するための公表制度について定めることを目的とする。

(届出対象者)

第2 群馬県内の薬局開設者及び店舗販売業者並びに配置販売業者から外部研修の委託を受ける団体等（以下「研修の実施機関」という。）を対象とする。

(研修実施の届出)

第3 研修の実施機関は、外部研修の概要について、以下の方法により届け出ること。

(1) 届出時期

外部研修の実施前に行うこと。

(2) 届出及び添付書類

届出は別記様式により、外部研修実施機関の自主点検表（別紙1）及び教育、学術等関係者、消費者等の参画について（別紙2）を添付の上、届け出ること。

(3) 提出先及び部数

群馬県健康福祉部薬務課へ1部提出すること。

(届出内容の公表)

第4 県は、届け出られた外部研修の概要について、別紙3により群馬県ホームページ上で公表するものとする。

(保健所設置市への通知)

第5 県は、第3に係る研修実施の届出がなされたときは、届け出られた外部研修の概要について、群馬県内の保健所設置市に対し速やかに通知するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

外部研修実施機関届出書

年 月 日

群馬県健康福祉部薬務課長 様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏名

「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」(平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号)に基づき、実施する外部研修の概要を下記のとおり届け出ます。

記

外部研修実施機関	名称	
	所在地	〒
研修実施責任者	氏名	
	電話番号	
研修実績		
研修の専門性・客観性・公平性の確保の方法		
研修実施方法、実績等の情報の公開		(公開内容) (公開方法)
研修の形式		集合研修 _____時間 (年間) 遠隔・通信講座 _____時間 (年間) (遠隔・通信講座の方法)
研修の内容		(内容) (教材)
研修の実施頻度		
研修の修了認定の方法		
研修実施情報の記録・保存		(保存方法) (保存期間)

研修に関する 問い合わせ先	部署等	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
ホームページアドレス		
備考		

※添付書類確認欄

(インターネットにより一般に閲覧が可能な場合は、ホームページアドレスを記載すること。)

外部研修実施要領	
カリキュラム	
研修講師の所属、氏名及び略歴	

※記入上の注意

- ・ 欄が不足する場合は別紙とすること。
- ・ 本様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。

外部研修実施機関の自主点検表

確認項目		適・不適
1	外部研修の実施機関	
	研修の専門性・客観性・公正性を確保しているか。	
	登録販売者の職能に応じた相当の研修実績を有しているか	
2	外部研修の実施体制	
	(1)客観性の確保(次の者の参画を求めているか)	
	①教育	
	②学術関係者	
	③消費者等	
	(2)実施要領を定めているか	
	①企画・運営	
	②実施形式	
	③内容	
	④時間数	
	⑤修了証の交付	
	(3)専門性の確保	
	研修の講師は、専門的な技術・知識を有しているか	
	(4)公正性の確保(次の情報を公表すること等により透明性を確保しているか)	
	研修の講師は、専門的な技術・知識を有しているか	
	研修の実施方法	
	実績等	
	(5)自治体への届出	
	実施する研修の概要を届け出ているか	
	研修の実施方法、実績等の情報も提供することが可能か	
3	外部研修の形式	
	(1)講義(集合研修)形式を基本としたカリキュラムを12時間以上組んであるか	
	(2)遠隔講座・通信講座を行う場合、講義(集合研修)の時間数を超過していないか	
4	外部研修の内容	
	必要な教材を用意し、研修の内容に①から⑦が含まれているか	
	①医薬品に共通する特性と基本的な知識	
	②人体の働きと医薬品	
	③主な一般用医薬品とその作用	
	④薬事に関する法規と制度	
	⑤一般用医薬品の適正使用と安全対策	
	⑥リスク区分等の変更があった医薬品	
	⑦その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等	
5	外部研修の実施頻度	
	毎年、定期的かつ継続的に行われているか	
6	外部研修の終了認定及び修了証の交付	
	研修参加者の研修修了にあたり、次のことを実施しているか	
	①研修参加者の研修内容の修得の確認(例 テスト等)	
	②研修参加者に修了証を交付	
	③修了認定(適切に行うこと)	
	④研修参加者の氏名、研修内容等を適切に記録・保存	

教育、学術等関係者、消費者等の参画について

氏名	所属	教育、学術等関係者、消費者等の別	経歴等

登録販売者の資質の向上のための外部研修一覧 (年 月 日現在)

No	外部研修実施機関	問い合わせ先	ホームページアドレス
例	(一社)群馬県●●●●協会 群馬県●●●●市●●●●	●●●●●課 ●●●●-●●●●-●●●●● ●●●●●@●●●●●	

注 本一覧に記載された研修は「群馬県登録販売者の資質の向上のための外部研修届出取扱要領」による、外部研修の概要届出書に基づき掲載しています。
当該外部研修の実施内容等について当県が保証するものではありません。講習の募集案内、実施内容等の詳細につきましては、直接、実施機関にお問い合わせください。